

「指定道路の指定」申請手続きに必要な書類

■下記の必要書類を正副各1部（副本は正本の写しで可）提出ください。

※各様式はホームページよりダウンロードすることができます。

No.	必要書類	備考
1	道路の位置指定等申請書	・申請者は原則として土地所有者
2	指定道路台帳図（図面）	・図枠の様式はホームページよりダウンロード ・ホームページの作図例を参照 ・A2版で作成 ・データ（CADとPDF）を提出 提出先アドレス：s-douro@city.sapporo.jp ※メール本文に使用CAD名を記載
3	道路の位置指定承諾書	・印鑑登録証明書の印鑑を押印 ・指定申請地番の土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕に記載の全権利者 ・権利者死亡の場合、法定相続人全員の承諾が必要（権利会社倒産等の場合は代表清算人等の承諾）
4	土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕	・指定申請地番
	・住民票、戸籍の付票、町名変更等	・権利者住所が印鑑登録証明書の住所と一致しない場合、これらがつながる書類
	・評価証明等（固定資産）	・建物所有権が未登記物件の場合
	・戸籍全部事項証明書等	・権利者死亡の場合、法定相続人が確認できるもの
5	印鑑登録証明書 ・法人は、さらに現在事項全部証明書又は代表者事項証明書	・指定申請地番の土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕に記載の全権利者 ・印鑑登録証明書は原本を提出
(6)	【風致地区の場合】 関係隣接者への連絡通知報告書	・指定する道路に接する土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者
(7)	土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕	・連絡通知を必要とする土地・建物
8	地積測量図	・指定申請地番
9	公図（地図）	・指定申請地番
10	工事完了届	・指定申請箇所の工事完了後に提出
<p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地全部事項証明書、地積測量図、公図及び法人の各種証明書等は、法務局発行のものか、インターネットより取得したものとする。 ・書類は全て、発行日（表示年月日）より3カ月以内のものとする。 ・印鑑登録証明書以外の提出書類は、原本還付が可能。 ・標準処理期間は10日間とする。 		